

最高裁秘書第2774号

令和3年9月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月1日付け（同月3日受付，第020727号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年3月28日付け最高裁判所事務総長決定「裁判所職員の災害補償について」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

裁判所職員の災害補償について

- 1 裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。裁判官及び裁判官の秘書官につき、裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）において、一般職の国家公務員の例によるとされている場合を含む。）（以下「補償法」という。）による災害補償制度の運用については、裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和27年最高裁判所規則第1号）において準用する人事院規則16-0（職員の災害補償）（以下「規則16-0」という。）、人事院規則16-2（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）、人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉事業）及び人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）に定めるもののほか、別紙第1に掲げる人事院通達（人事院通知を含む。）及び人事院公示の定めるところによる。
- 2 別表左欄に掲げる官職等の補償法第4条第1項に規定する平均給与額は、それぞれ同表右欄に定める平均給与額とする。この場合において、規則16-0第19条本文の承認を得たものとみなす。
- 3 規則16-0第8条第1項に規定する人事院の定める組織区分を別紙第2のとおり定める。
- 4 この決定は、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月28日

最高裁判所事務総長 戸倉三郎

(別紙第1)

- 1 昭和48年11月1日付け職厚一905人事院事務総長通知「災害補償制度の運用について」
- 2 平成14年6月20日付け勤補一182人事院事務総長通知「人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）の運用について」
- 3 平成20年4月1日付け職補一115人事院事務総局職員福祉局長通知「特定疾病に係る災害の認定手続等について」
- 4 昭和49年4月5日付け職厚一286人事院事務総局職員局長通知「公務上の災害の認定について」
- 5 昭和52年1月25日付け職補一34人事院事務総局職員局長通知「腰痛に関する公務上の災害の認定について」
- 6 昭和57年9月30日付け職補一609人事院事務総局職員局長通知「放射線障害に関する公務上の災害の認定について」
- 7 平成9年4月10日付け職補一125人事院事務総局職員局長通知「上肢作業に従事する職員に係る公務上の疾病の認定について」
- 8 平成13年12月12日付け勤補一323人事院事務総局勤務条件局長通知「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」
- 9 平成20年4月1日付け職補一114人事院事務総局職員福祉局長通知「精神疾患等の公務上災害の認定について」
- 10 昭和48年11月27日付け職厚一1029人事院事務総局職員局長通知「通勤による災害の認定について」
- 11 平成8年3月29日付け職補一128人事院事務総局職員局長通知「介護補償の取扱いについて」
- 12 昭和52年5月17日付け職補一344人事院事務総局職員局長通知「傷病等級の決定等について」
- 13 昭和51年8月30日付け職補一557人事院事務総局職員局長通知「障害

等級の決定について」

- 1.4 昭和48年12月1日付け職厚一1024人事院事務総局職員局長通知「労災病院における外科後処置の実施について」
- 1.5 昭和63年4月8日付け職補一184人事院事務総局職員局長通知「アフターケアの範囲の基準等について」
- 1.6 平成7年5月25日付け職補一223人事院事務総局職員局長通知「長期家族介護者援護金の取扱いについて」
- 1.7 平成8年人事院公示第11号（平均給与額の最低保障額に関し，決定した件）
- 1.8 平成2年人事院公示第8号（平均給与額の改定に用いるべき率及び平均給与額の計算について用いるべき率に関し，決定した件）
- 1.9 平成4年人事院公示第6号（長期療養者の休業補償又は年金たる補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額に関し，決定した件）
- 2.0 平成4年人事院公示第7号（支給された遺族補償年金，障害補償年金，障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗すべき率に関し，決定した件）
- 2.1 平成8年人事院公示第10号（障害者支援施設に準ずる施設に関し，決定した件）
- 2.2 昭和56年人事院公示第9号（外科後処置を行う施設の指定に関し，決定した件）

(別紙第2)

- 1 最高裁判所事務総局の局課
- 2 司法研修所
- 3 裁判所職員総合研修所
- 4 最高裁判所図書館
- 5 高等裁判所
- 6 地方裁判所（管轄区域内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。）
- 7 家庭裁判所

(別表)

官職等	平均給与額
裁判官	裁判官の報酬等に関する法律（昭和23年法律第75号）第2条に規定する報酬月額を国家公務員災害補償法第4条第2項に規定する俸給とみなして、同法の規定に従って計算した額
裁判官の秘書官	特別職の職員の給与に関する法律第3条に規定する俸給月額を国家公務員災害補償法第4条第2項に規定する俸給とみなして、同法の規定に従って計算した額
司法委員	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表（一）（以下「行政職俸給表（一）」という。）の5級1号俸の俸給月額の30分の1の額
参与員	同上
民事調停委員及び家事調停委員	同上
検察審査員及び検察審査補充員	同上
執行官	執行官国庫補助基準額令（昭和41年政令第394号）に定める額を365で除して得た額
司法修習生	行政職俸給表（一）の2級11号俸の俸給月額の30分の1の額